

令和4年度第6回
総 合 計 画 審 議 会

令和4年11月28日

逗子市経営企画部企画課

令和4年度第6回総合計画審議会

日時 令和4年11月28日（月）

午後6時00分～7時55分

場所 逗子市役所5階 第2会議室

出席者

出石会長、磯部副会長、佐藤成人委員、藤井委員、佐藤英夫委員、小川委員、三原委員
田宮委員、藤江委員、佐野委員、星山委員、中畠委員
福井経営企画部長、福本経営企画部担当部長、河合企画課担当課長（広聴広報担当）
佐藤防災安全課長補佐、市川デジタル推進課長、石井市民協働課長
香山文化スポーツ課長、黒羽経済観光課長、堀田社会福祉課担当課長（地域共生担当）
雲林障がい福祉課長、廣末国保健康課長、三澤まちづくり景観課長、新倉緑政課長
森下資源循環係長、佐藤社会教育課長、塚本図書館長、杣山学校教育課長
島貫子育て支援課長、村上保育課長、藤井療育教育総合センター長、坂本環境都市係長
防災安全課高橋主事

欠席者

池谷委員、志村委員

傍聴者

1名

事務局

仁科経営企画部次長、四宮係長、神山主事、苅谷主事、渡邊主事補（記録）

次第

- 1 開会
- 2 基本構想改定案（第2章）について【審議】
- 3 中期実施計画案について【審議】

4 総合計画その他の部分（第1編、第2編第1章、第3編第1章、第2章）について【審議】

5 閉会

配付資料

- ・資料27 基本構想改定案に係る総合計画審議会の意見等に対する所管の見解
- ・資料28 基本構想改定案
- ・資料29 中期実施計画策定案に係る総合計画審議会の意見等に対する所管の見解
- ・資料30 中期実施計画案レイアウト
- ・資料31 中期実施計画案＜第1節＞
- ・資料32 中期実施計画案＜第2節＞
- ・資料33 中期実施計画案＜第3節＞
- ・資料34 中期実施計画案＜第4節＞
- ・資料35 中期実施計画案＜第5節＞
- ・資料36 中期実施計画案＜第5章＞
- ・資料37 総合計画案（その他の部分）

(仁科経営企画部次長)　こんばんは。企画課の仁科です。

それでは、定刻となりましたので、総合計画審議会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。初めに、本会議は記録のために録音しておりますことをご了承くださいますようお願いいたします。

また、本日の会議は、現時点で13名ご出席いただいております。事前に池谷委員、志村委員からご欠席のご連絡をいただいております。まずは、総合計画審議会条例に定める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、基本構想改定案について【審議】、中期実施計画案について【審議】、総合計画その他の部分について【審議】となっております。

本日は、逗子市総合計画審議会条例第8条に基づきまして、各所管の課長が出席しております。3回ほど職員の入替えがございますので、その点、ご了承くださいませ。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付しました資料は、12点ございます。まず次第、それから資料の27から37までございます。

配付漏れございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

ここからは会長に進行をお願いいたします。

お手数ですが、発言の際には挙手をいただきまして、指名をされてからご発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

(出石会長)　皆さん、こんばんは。

それでは、ここからは私のほうで進行を進めてまいります。

今日は、次第にありますとおり3点ありますが、ただ2時間でかなりタイトになろうかと思うのですけれども、先に申し上げておきますと、2の基本構想改定案(第2章)について、それから3の中期実施計画案について、これは、これまで議論をしてきて、審議会中で出された意見、あるいは書面で頂いた意見などを踏まえて、市側の見解、所管の見解が示されていて、それも踏まえた審議になります。最初に確認をしておいてほしいのですが、今回はこの議題の2と3については、また後での意見提出はできないと思います。ここでまとめる。つまりこれまでの審議をしてきた意見を書面でももらっていますので、今日は、まとめる。本日の審議の

中で再考を市のほうに願うのもあるかもしれませんが、さらに後で意見を出すということはもうやりません。

それと、4について、総合計画その他の部分。ここについては今日初出ですので、理屈上は、今日意見が出せない、あるいは欠席の方について、後から書面で出すということはありません。これは事務局、今日の進行によっては書面で意見を出せるような形を取っていただくでよろしいですか。

2と3については今日の審議の中である程度方向性を出す、あるいは我々の意見をまとめて提示できるようにするということにしたいと思います。では、タイトになると思いますが、円滑な進行にどうぞご協力をお願いいたします。

では、まず2番の「基本構想改定案（第2章）について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

（仁科経営企画部次長） それでは、資料ですが、資料27、28、それから飛ぶのですが、29と31もお手元にご用意いただければと思います。主には27、28になります。資料27が、こちらは7月26日の第1回の審議会のご意見。表の体裁は少し変わっておりますけれども、7ページのナンバー23までは、第1回の審議会の意見をまとめたもので、第2回の審議会でお出ししました資料4と同じものになっております。

8ページ目が、8月30日の第2回審議会での意見、追加でご意見をいただいたものと、そういうような形になっております。

対応欄のところに、対応区分欄で、○印のところについて反映させたものが資料28となっております。資料28のご説明をいたします。資料28の黄色い色は、これまでどおりまちづくり基本計画に該当する部分が黄色いマーカー部分です。そして、緑色の部分が、先ほどの資料27で見ました対応区分、○印で反映させたところというような形となっております。ですので、緑のマーカーのところは、そのような対応をした部分となっております。

資料28の3ページをお開きください。よろしいでしょうか。

資料28の3ページです。こちらで4、障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまちとあります。こちらの部分につきましては、資料27では、ナンバー24、25のご意見を反映させたものです。

ナンバー24は、ノーマライゼーションではなく、インクルージョンのほうが良いのではないか、ナンバー25は、バリアフリーではなく、ユニバーサルデザインのほうが良いのではないかというご意見でした。

資料28のほうを見ていただきたいのですが、ここで1点訂正があります。お手元の資料と画面のほうが多少変わっているかと思うのですが、この部分ですね、ご意見を反映しまして、「ソーシャルインクルージョンの考え方に基づき」という言葉を基本構想のほうに入れるような形にしたのですが、入れる位置が違っておりました、2行目のところに移動させております。文章のつながり的に、この4行目ではなくて2行目のところですね。読み上げますと、「これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を継承するとともに、ソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、」という文言で反映させていただきました。

ご意見の中では、ノーマライゼーションではなくというところではございましたが、こちらは第4期障がい者福祉計画の基本理念の一つとなっていますので、そのまま残した上で、ご意見を踏まえて修正したところです。

あわせて、ナンバー25でいただきましたバリアフリーについてです。こちらは基本構想のほうに、下から3行目から2行目にございます「こころのバリアフリー」という言葉がございますが、ハード面だけではなく、ソフト面でのバリアフリーをしていくことから、ここでの表現というのはこのままとしまして、中期実施計画案、先ほど一緒に併せてご用意いただければと申しました資料31の21ページに戻りますが、ここに、緑色で表示していますけれども、現況・課題の部分に「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた」という、こういった形で、中期実施計画にこの文言を反映させております。

続きまして、基本構想の修正については、この資料28で、通しで説明させていただきます。

続きまして、5、誰もが心豊かに子育てできるまちの部分につきまして、資料27でいきますと、ナンバー26のご指摘です。こちらに対しまして、子育てという観点を盛り込むべきというご意見を、ご指摘を踏まえまして、資料28のほう、「子育て」という言葉を2か所入れ込むような形での反映をしております。

続きまして、資料28の6ページになります。

(出石会長) 何ページですか。

(仁科経営企画部次長) 資料28の6ページです。基本にご意見を反映させた緑色の箇所のご説明をさせていただいております。

まず、4のほうを飛ばしまして、下の5、ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち、こちらのほうをご説明させていただきます。こちらは、資料27のナンバー9のご意見を踏まえて修正したものです。

もう一つ、遡って1つ上、4、学校教育の充実したまち、こちらにつきましては、第1回、第2回の審議会のご意見ではなく、10月13日の第4回の審議会の際の委員のご指摘を受けました修正となっております。こちらは、第1回、第2回ではないので、ご意見につきましては資料29となります。基本構想のご審議ではなく、中期実施計画案の審議のときにいただいたご意見を受けて、今回、基本構想の修正を行うものです。

資料29の6ページ、ナンバー31、こちらのご意見を受けまして、中期実施計画案の修正ではなく、基本構想のほうの修正を2か所行って、反映させております。

続きまして、資料28の説明では最後になりますが、最終ページ13ページになります。

これは、資料27のナンバー18のご指摘を受けまして修正したものです。こちら、全てICT（情報通信技術）とあるのですが、この表現は、総合計画を通じまして何か所か出てきておりますので、事務局のほうで整理をいたしまして、計画全体を全てICTに統一をしたところ です。

資料につきましては、以上となります。

（出石会長） ただいま、審議会の意見を踏まえた修正点の説明がありました。それから、今、基本構想のほうをやっておりますが、資料27のほうで、内容によっては反映は難しくて原案のままという▲印があつたりしていますので、そのあたり、ご自身の意見等も含めて、反映できないものもあるというのはそのとおりだと思うのですが、この基本構想改定案について、今回の修正でご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

要するに、基本構想改定案についてただいまの説明とそれから資料27、28、あるいは一部29がありましたが、これについてご意見、ご質問等があつたらお願いしたいということであります。いかがでしょうか。

（藤江委員） よろしいですか。

（出石会長） 藤江委員ですか、はい、どうぞ。

（藤江委員） 会長が今おっしゃっていたところについては、非常に前回、それからその前の回で出た意見がしっかり入っているので、私は非常によかったのではないかなと思います。

（出石会長） はい、ありがとうございます。全部の反映は難しいのですけれども、大分受け止めていただいている部分はあるかなと思いますね。

基本構想改定案はよろしいですか。

磯部副会長、どうぞ。

（磯部副会長） 私も、今回の緑色のところは大変によく改定されていると思います。この基

本構想について、全部答申を読み直したときに、今まで申し上げませんでしたけれども、初めて気になるところが出てきました。それは、最初のところに目指すべきまちのすがたがありますが、ここで「逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて」という言葉があるのですけれども、逗子に転入する人から見たときに、何かこの言葉は逗子に生まれたネイティブの人のことを言っているような感じがしないかなという懸念を抱きました。

以上です。

（出石会長） 要するに、移住してきた人たちはここでは読めないのではないかとということですね、端的に言えば。

（磯部副会長） はい、そうです。

（出石会長） 確かにそう言える気がしますね。もともとはこうなのですよ。我々も前に気がつかなかったというのが本音ですけれども。どうでしょうね。気がついたところで、今日気がついた点もいいと思うのです。改定していない部分についての意見もあったように思うのですけれども。市のほうとしてはどうですか。今の質問の趣旨は分かりますよね。

（仁科経営企画部次長） 恐らくこの基本構想をつくったときには、生まれた人、育った人、暮らしている人という、そういう皆さんというつもりでこの文章を書いているのだと思うのですが、恐らくそのネイティブの方限定ではなく、そういうふうに読めてしまうのかもしれないのですが。意図としてはどんな人でも、逗子で暮らしている人みんなということかと思います。ただ、そう読めないということだと、育ち、暮らしていく……、少し文言の整理はあったほうがいいのかどうかですね。

（出石会長） ほかの委員の皆さんで、どうですか。

（田宮委員） これは、点がついています。これはちゃんと点がついているので、やっぱり生まれた人、育った人、暮らしている人というふうに分けられると思うので、特に問題はないと私は感じます。

（出石会長） ほか、どうでしょうか。読み方なので、磯部委員が読んだ読み方も多分できるし、それはどっちもある。法律用語ではないので、誤解があってはもちろんいけないけれども、何とかクリアできるのであれば、あえて、これが今回最初に出て、今回が策定であればそうなのだけれども、気がついたときに直すべきでしょうけれども、どうですか。ほかに、ここ気になる方、いらっしゃいますか。

磯部委員、どうぞ。

（磯部副会長） 後の部分で、たくさんの人が魅力を感じて逗子に転入してほしいというよう

なことが記述されているわけですね。ですから、私としては、この文章はこのまま置いておくのでもいいですけれども、転入する人を歓迎している。歓迎して、その人たちも逗子でこれから住んでいく上でというような、転入という言葉が入るといいのではないかなと思うのですけれども。

（出石会長） 醸し出す感じができればいいですよ。基本構想なので明確に書く部分ではないと思うので。あえて言えば、最後のほうに「全ての人が」と書いてあるところもあるから。確かに一方で点はあるけれども、「生まれ、育ち、暮らしていく」というのを一つの流れで取ったら、磯部委員の解釈も成り立ってしまうのは事実ですけれどもね。

工夫できるかどうかを預けるでもいいですか。私も考えてみますけれども。そうは言ってもこのままになるかもしれないけれども、少し考えてみましょうぐらいで、磯部委員、よろしいですか。

（磯部副会長） はい。

（出石会長） 分かりました。そのほか、いかがでしょうか。

よろしければ、今の点を考慮するということで、基本構想の改定案については、今回の修正のものを審議会としては了するというので、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

（仁科経営企画部次長） 引き続き、次第3の中期実施計画にいきます。

（出石会長） 次第3の中期実施計画案に入っているんですね。

（仁科経営企画部次長） 大丈夫です。

（出石会長） 中期実施計画案を、分割してやるということでよろしいですか。

（仁科経営企画部次長） はい。まず第1節をお願いいたします。

（出石会長） では、説明をお願いします。

（仁科経営企画部次長） それでは、お手元に資料29、30、31をご用意ください。

（出石会長） 皆さん、よろしいですか。29、30、31だそうです。

（仁科経営企画部次長） それでは、資料の説明をさせていただきます。

第1節の審議になります。

まず、資料29、こちらは中期実施計画案に係る審議会のご意見と所管の見解をまとめたもので、これは全ての節の分が全て入っております。この後、資料29はずっと使います。対応欄、○印のところについて、反映させたものがそれぞれの節ごとに資料となっております。第1節につきましては資料31になっております。

中期実施計画案の反映のさせ方について、資料30でご説明をさせていただきます。

中期実施計画案レイアウトとございますが、まず、先ほどと同じように審議会の意見を反映させたものは緑色となっております。それ以外の部分は水色に着色をしています。それ以外の部分、水色は何かというところですが、今回、幾つか見直しを市のほうで行っています。改めて計画全体を見直しまして、今回、K P Iの下に全て補足説明を追加させています。

それから、各取り組みの方向のところに「基本構想」という文言を追加したり、具体的施策の下の記事を枠の中に入れて、現況・課題というのが分かりにくかったので、そういった文言を入れているということ。それから、主な取り組みを、それぞれ丸数字を振って、取り組み①、②、③という形で付番をしております。事業の説明を「説明」という形に変更をしております。あと、予算事業名には、【参考】としました。といいますのも、予算事業名というのは、内容によって変えることがございますので、ここは参考としております。担当課、こちらも同じ表組みの中から下のほうに移動させているというようなところ です。

こういったレイアウトの変更がございます。したがって、今回、緑色は審議会の意見を反映、水色が市のほうで直したものと、そういう形でご理解をいただければと思います。

それでは、今のが中期実施計画案全体の見方になりますが、第1節の部分になります。

第1節は、資料29でいきますと、1ページ目から5ページ目までが資料第1節に対するご意見となっています。資料31、こちらを見ながらご説明をさせていただければと思います。

水色の部分が市のほうで直したところで、緑色のところが審議会意見というところですが、例えば、3ページ目に移りますけれども、こちら、補足説明のほうで追加したため、統一して水色ですが、その上のK P Iの部分は市のほうで見直して、文言の整理を行ったための修正となっています。

続きまして4ページ目、取り組み②の下に取り組み③が一回取消しのような形になっております。こちらにつきましては、この内容、取り消した③の内容は、②に統合して青く表示してある部分に一体化させたという、そういった見直しをしております。

次は文言の整理となっています。

6ページ目、こちらは資料29でいくとナンバー3に対応いたしております。

続きまして、資料28の9ページ目になります。

9ページ目、今画面でお見せするところですが、1か所修正がございまして、資料29の主な取り組み①のところで、お手元の資料には水色になっていないのですが、画面のほうで水色になっているかと思うのですが、「において」という文言が抜けておりました。在宅医療・介

護連携相談室において在宅医療・介護サービスを提供しているという、この「において」を追加いただければと思います。

続きまして、10、11ページをご覧ください。

11ページ目、こちら事務局補足という形で書いてありますが、救急体制の充実の部分ですね。この具体的施策を丸々1つ取りまして、前のページ、10ページ目の取り組み③、具体的施策でいきますと地域医療体制の推進、この中に統合しました。そこの中の取り組みの③として追加したものです。

12ページになります。

緑色の反映の部分は、こちらは資料29でいくとナンバー11の修正となっています。

次に15ページ目一番下に、取り組み④特別養護老人ホームの拡充、この項目を追加しております。

次、16ページ目になりますが、これは先ほどの基本構想部分の修正で、文言の4行目の文章を2行目のほうに移動させています。画面のほうではそのように表示させていただいています。

あとは、文言の修正と、21ページ目になりますが、これも基本構想のときにお話したのですが、ここにユニバーサルデザインの視点を取り入れたという文言を反映させていただいています。22ページも同様です。

次に、資料の23ページの緑色の部分です。こちらは、資料29のナンバー22の反映となっています。また、取り組み②、③については、こちらも文言の整理を行っております。

あと資料の28ページですね、こちらも審議会のご意見いただいて、K P Iの見直しを行いました。緑色の部分です。

31ページ目、取り組み⑩の部分です。こちらは追加したのですが、前回の10月の第3回の審議会の際に、いじめについてのご意見の中で、学校教育だけではなく、他の分野との連携というご意見を受けまして、子どもたちと保護者の居場所づくりへの支援の取り組み、この部分を追加しております。あとは文言整理となっています。

資料29の該当部分と資料31の説明につきましては以上となります。

(出石会長) それでは、中期実施計画案第1節の修正内容について、特に緑色のほうは我々の意見を反映できるところは反映したと。それから水色のところは、基本的に前回示していないものを新しく示したというか、全然方向を変えたとか、そういうものではないですね。

(仁科経営企画部次長) そうですね。そういうものではなく、どちらかというと、もう一度

見直したときの整理となります具体的施策と取り組みの大きさがうまく合っていないのではな
いかとか、そういったご指摘を受けて、もう一度確認して直したところもございます。

（出石会長） あと、K P I の修正は1か所ですか。

（仁科経営企画部次長） K P I としましては、6 ページ目のところは、ここは全般に県平均
という言い方にしてはどうかというご意見であったり、あとは……

（出石会長） 28ページが大きく変わったのですね。

（仁科経営企画部次長） そうですね。先ほど申しました28ページ目、大きく変わっていま
す。ナンバー17、18のご意見をを受けて変えたものです。

（出石会長） 分かりました。2 節以下もK P I 変わるところがあったらもう一回説明してく
ださい。

（仁科経営企画部次長） はい、分かりました。

（出石会長） いかがでしょうか。第1 節についてご意見等ありましたらお願いします。

（佐藤成人委員） よろしいでしょうか。佐藤成人です。

（出石会長） どうぞ。

（佐藤成人委員） ありがとうございます。

ご対応ありがとうございました。これは、ご検討をご提案するという程度の軽いものですが、
色々なK P I の項目に補足説明の欄を設けて、出所などを記載していただいているようにさ
れていらっしゃると思いますと。資料31の2 ページ目ですね、全体に係る目標ですけれども。ここ
については、逆にほかのK P I と違って出所がどこになるというのがなくて、もしよければ、
この目標2029年度ですね、満足している人の割合が10ポイント増加しているというのが、一
体どこの何をもって10ポイント増加しているのか、意識調査だと思うのですけれども、何に
基づくものだよというのをご記載いただいても、いいかもしれませんといったところです。細
かい点で失礼いたしました。

（出石会長） いかがですか。

（仁科経営企画部次長） 承知しました。

（出石会長） では、それはすぐに対応していただくということでお願いします。

ほか、いかがでしょうか。1 節はよろしいでしょうか。

よろしければ、この中期実施計画案全体について、最後にもう一度意見があったらもらいた
いと思いますので、取りあえず第1 節はこれで。今1 か所修正というか追記を受けてもらうと
いうことになりました。

では、続いて第2節ですね。ここは職員が入れ替わりますか。

(仁科経営企画部次長) はい、入れ替わりになります。

(出石会長) では、入れ替わりをお願いします。

(仁科経営企画部次長) 少々お待ちくださいませ。その間に、資料29と32をお手元にご用意ください。

では、入れ替わりをやっておりますが、資料の説明をさせていただきます。

資料29は、5ページ目から9ページ目にかけて、第2節についてのご意見が入っております。第2節、こちらで資料29の○印を反映させたものが資料の32となっております。色につきましては、先ほどと同様となっております。

資料32、3ページになります。

こちらは、3ページ目から具体的施策が①、②、③この部分は、ナンバー23のご意見で、それぞれ「共育の推進」「生涯学習の推進」「社会教育の推進」というその文言だけというところもありまして、その部分、キーワードを含めてもう少し長く違いが分かる説明をというご意見がございましたので、この部分、見直しをしております。あわせまして、現況と課題も整理をしているところです。

その流れで、具体的施策の④番、7ページ目になります。図書館サービスの充実の部分は、こちらは整理いたしまして、生涯学習と社会教育の部分にそれぞれ入れ込むような形にしております。

9ページ目、こちらはナンバー26のご意見を反映させたものです。文言整理でございます。

12ページ目、こちらの上段の部分、こちらは先ほどご覧いただきました基本構想の部分の修正となっています。また、今回文言整理で、その流れを受けまして、こちら具体的施策の中の文言も修正をしています。

16ページ目が、多少大きく変更している部分がございます。16ページ目の一番上、取り組みの③の部分と取り組みの④の部分、こちらの緑の部分は、ナンバー34のご意見を反映したものです。そして、取り組み④の下は、全て青字で取り消されているかと思うのですが、これは④の中に統合させるという、中身を移動させたというところで、この修正となっています。

続きまして、18ページ目、こちらのコミュニティ・スクールの実現という文言に修正したのは、ナンバー30のご意見を反映させた修正となっております。

19ページ目、一番下の取り組みが青字で取り消されているかと思うのですが、これは③の中に入れ込んでいるという統合としたものです。

資料32の説明につきましては以上となります。

(出石会長) 第2節の2ページのところの中期実施計画の目標については、ここの説明は全部入れていくということでいいですね。

(仁科経営企画部次長) そうですね。数値目標が5か所ございますが、合わせて同じような形で説明を加えたいと思います。

(出石会長) それでは、委員の皆様からご意見ありましたらお願いしたいと思います。

磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長) 5ページ目ですけれども、推進という言葉が支援に幾つか変わっております。最初に、生涯を通じた学習活動の支援、この意味はよく分かります。しかし、主な取り組みの生涯学習活動の情報の支援、これは具体的に何を言っているかということが私にはよく分かりません。説明の中の学習機会をコーディネートするという、この横文字に関しても、何をするのかよく理解できません。

それから、取り組み②の生涯学習活動の場の支援、これもやはり場の提供とか場の確保なら分かるのですけれども、場の支援という意味がよく理解できません。

以上です。

(出石会長) 説明いただきましょうか。では、5ページの主な取り組みのところの①と②の支援が言葉的に何か合わないのではないかとということでしょうか。

お願いします。

(石井市民協働課長) まず、取り組みの①のほうですけれども、具体的な内容としましては、生涯学習の団体の情報を、そういったものを求めている方に提供する。それから、イベント等をやった場合も同様です。それから、例えば講師をやったださる方の情報をガイドブックのような形で提供すると。そういった内容ですので、情報の支援は確かに言葉を省き過ぎている部分もあるかもしれませんが、そういった情報が市内で流通されるように市としてはそういうウェブサイト、それから紙媒体で情報が流れるように、あるいはそこで人がコーディネートを交流センターの職員がやるような、そういったことを意味しているのが①になります。

2つ目、生涯学習の活動の場の支援というのは、場の提供を、おっしゃるとおりするということになりますので、場を提供することが具体的施策の生涯を通じた学習活動の支援になるということになりますので、提供に修正いたします。

(出石会長) ②は場の提供に修正。①は、今、説明の中では情報の提供と文字どおり話されたけれども。

(石井市民協働課長)　そうですね。

(出石会長)　今の、情報の提供、場の提供によって学習活動を支援するということなのでしょう。

(石井市民協働課長)　そのとおりです。取り組みの①のほうも情報の……

(出石会長)　提供でいいですか。

(石井市民協働課長)　情報の提供、すみません、情報が全てこちらにあって提供するというばかりではなくて、情報がある程度いただいてというところ、あるにはあるのですが、提供でまとめてしまっていいかなと思います。

(出石会長)　あと、①の説明のところの学習機会をコーディネートするというのも、多分日本語的にはてなという意味だと思うのですが。

(石井市民協働課長)　ここは、そういう意味では必要な情報を間に仲立ちするということのコーディネートするという意味合いですので、「学習機会を」というのがないほうが通じるかもしれないですね。イベント等をつなぎ、コーディネートする。「機会」を削除すればよろしいですか。

(出石会長)　どうですかね。「について」ぐらいにするとどうなのかな。学習機会について。

(仁科経営企画部次長)　磯部委員が手を挙げていらっしゃいます。

(出石会長)　磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長)　今、完璧な修正を求めているわけではなくて、説明はとてもよく分かりましたので、やはり例えばコーディネートという横文字ではなくて、学習機会の情報を提供するか、広報するとか、何かそういった形で検討していただければよろしいのです。

(出石会長)　では、少し考えてみてください。

(石井市民協働課長)　はい、ありがとうございます。承知しました。

(出石会長)　ほか、いかがでしょうか。

中畠委員、どうぞ。

(中畠委員)　すみません、少し理解不足なところがあって、質問のような形ですが、18ページの具体的施策④の主な取り組みのところですが、学校支援地域本部実行委員会の開催というところからコミュニティ・スクールの実現というふうに修正がされているのですが、このコミュニティ・スクールというのは、アメリカのいわゆるコミュニティ・スクールというような形ではなく、文科省の学校運営協議会制度とか、進めているコミュニティ・スクールというのをイメージされたものということでよろしいでしょうか。こちらは具体

的にどなたのご意見を反映させたものか、見つからなかったものですから、お伺いをしたいのですけれども。

（出石会長） では、今のコミュニティ・スクールの説明と、それから資料29のどの部分かを確認させてください。まず、コミュニティ・スクールについては市民協働課のほうでいいですか。

（仁科経営企画部次長） これは学校教育課です。

（出石会長） 学校教育課、どうぞ。

（杵山学校教育課長） いつもありがとうございます。

今のご質問でいえば、後者のほうですね。文科省が提唱している学校運営協議会制度のほうのコミュニティ・スクールということになります。反映しているのは、具体的に前回いただいたところで、学校教育だけで、例えばいじめとか不登校の解決は難しくなっている現状で、市の中、まちの皆さんも全て巻き込んだ形でそういう諸課題に対応していったほうがというご意見を受けて、あえてこのコミュニティ・スクールという文言をここに入れさせていただきました。もともと学校支援地域本部がそれに近い役割を担っているのですけれども、法に基づいた形でこのコミュニティ・スクールの実現に向けて、これ以降動いていきたいという思いでこちらのほうに書かせていただきました。

（仁科経営企画部次長） 事務局で補足します。資料29でいきますとナンバー30になります。ナンバー30の反映の中で、所管の見解のところ、「第2節－4 具体的施策④の取り組みを修正します」がこの部分に該当します。

（中畠委員） ありがとうございます。そうしますと、学校支援地域本部事業というのも残しつつ、コミュニティ・スクールという学校運営協議会制度のほうに切り替えながら取り組まれていくというようなイメージで捉えればよろしいでしょうか。

（杵山学校教育課長） はい、今お話しのとおりでございます。

（出石会長） アウトプットをアウトカムに変えたのですよね。

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

では、第2節は今修正が幾つかありましたね。事務局からのところの修正、それをお願いします。

続いて第3節にまいります、また入替えですね。

（仁科経営企画部次長） はい。職員の入替えを行います。ありがとうございました。

それでは、第3節は……

(出石会長) 第3、4節。

(仁科経営企画部次長) はい、第3、4節の職員は一緒ですけれども、ご審議は3節、4節で分けていただければと思います。

資料は、資料29はそのまま、あとは資料33のご用意をお願いいたします。資料29につきましては、今度は9ページから10ページが該当する箇所のご意見となります。

資料33のご説明をさせていただきます。

まず、資料33の3ページ、こちら緑色の部分ですね。K P Iの見直しになります。ナンバー35のご意見を反映させた形となります。

続きまして、青い部分は基本的に文言整理が多いですね。あと7ページ、こちらもK P Iの見直しとなっています。ナンバー37のご意見を反映させています。

16、17ページの青い部分、こちらは文言整理です。

19につきましても同様です。

資料22ページですね。ナンバー22のご意見をいただきまして、こちらは具体的施策と主な取り組みの文言の関係の整理をしたところです。あとナンバー38のご意見を受けて22ページのK P Iを修正しております。

資料の説明は以上となります。

(出石会長) では、第3節についてご意見等をお願いしたいと思います。

K P Iが何か所か、割と簡易に直していますよね。

どうでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、一旦第3節については修正案を了としたいと思います。

続いて4節、そのままですね。

(仁科経営企画部次長) はい。

(出石会長) 4節お願いします。

(仁科経営企画部次長) 続きまして、4節です。資料29ですと10ページ目から13ページ目がその該当する箇所になります。第4節は資料34となります。

34のご説明をさせていただきます。

4ページ目に緑色の部分がございますが、こちらはナンバー39のご意見を受けまして、主な取り組みを1つ追加しております。

5ページ目、K P Iの修正ですね。こちらは累計の書き方が分かりにくかったので修正しております。ほかの部分も同じような直しをしております。

それから6ページ目、こちらもK P Iの見直しをしております。こちらはナンバー40のご意見を反映させたものです。

あと9ページ目、こちらはナンバー41のご意見の反映です。

11ページ目、こちらは、先ほど申しましたように、累計の表記の修正を行っています。

あと、K P Iの見直しを、ご指摘ではなくてやっているところがあって、14ページ目、こちらのK P Iを別のK P Iに変更しております。

続きまして18ページ目、こちらナンバー43のご意見を受けまして、修正したものです。

19ページ目、こちらナンバー44のご意見を受けまして、修正したものです。

続きまして21ページ目、こちらはナンバー45のご意見で修正したものです。

23ページ、こちら結構修正しているのですが、考え方としましては文言整理となります。

24ページ目も、先ほどと同じ累計の表現ですね。

26ページ目、こちらはナンバー47のご意見を反映させたものです。

30ページ目、こちらはK P Iの修正になります。ナンバー50のご意見を反映させたものです。

31ページ目のK P Iの部分は、こちらは文言整理。

33ページ目の直しも累計の考え方で統一してもらっています。

34ページ目、こちらはK P Iを計画期間に合わせまして修正したものです。

最後、37ページ目ですが、こちらにつきましては、中期実施計画の節ではなく、第5章のほうに移動させたものです。

資料の説明は以上となります。

(出石会長) では、第4節につきまして、ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、委員の意見の修正、それから事務的な修正等について、確認したものといたします。

では、入替えをお願いいたします。

(仁科経営企画部次長) 次は、第5節になります。第5章と職員は一緒となりますが、まず第5節ですけれども、資料29では13ページ目から14ページ目にかけて、それから資料35をお手元にご用意ください。

第5節は資料35のご説明をさせていただきます。

4ページ目、こちらはナンバー52のご意見を受けて反映したものです。

7 ページ目ですね、こちらはご意見をいただいたところだったのですが、その後に出てきます第 5 章の部分と重複した内容となっていたところから、全て第 5 章のほうに統合いたしました。要は第 5 章に情報発信という項目がございまして、全体に係る内容であろうというところで第 5 章に移動させたところで、具体的施策が 1 つなくなったところです。

続きまして、11 ページ目ですね、こちらは文言整理です。

第 5 節の資料 35 としましては以上となります。

(出石会長) では第 5 節の 1、市民自治のまちの④情報発信の推進は第 5 章に行きましたので、ここでは審議しないのですね。

佐藤英夫委員、どうぞ。

(佐藤英夫委員) 6 ページですけれども、K P I がパブリックコメントにおいて、1 案件当たりの意見提出数の平均が 20 件を超えているというのが K P I で、現状は 23 件。それで、下の補足説明に、過去 3 年の平均値の約 2 倍を活発に市民参加が行われている状況を指標とするとあります。これはどういう関係になっているのでしょうか。

(出石会長) 市民協働課ですね。

(石井市民協働課長) 市民協働課の石井でございます。

こちらについては、今正確な数字が手元にないのですが、たしか、過去 3 年の平均値は 9 件程度だったと思います。たまたまこの 2022 年の現状値が非常に高い値でしたので、この先 8 年を考えたときには、過去 3 年の 9 件の約 2 倍で 20 件ぐらいをコンスタントに超えていくということであれば、活発と言っているのではないかと、そういうような考え方です。

(佐藤英夫委員) それは、市民協働課さんでしか分かりませんね。これを読んだ方には分からないですね。

(出石会長) 書き方は直したほうがいいですね。現状のところ、過去 3 年平均 9 件と書けばいいのだし、逆に聞きたいです。今年度 23 件に平均が伸びた理由って何かあるのではないですか。何か意見提出がいっぱい来た案件が 1 個あれば、ばーんと増える。

(石井市民協働課長) そうですね、何でかというのは分かりませんが、たしか使用料、料金系のものがあると、やはり非常に意見が多く出るという傾向はありますし、逆に計画のようなものが多い年は、どちらかというと件数としては少ないかなというのが大ざっぱな傾向としてはある。

(出石会長) では、どうです、佐藤委員、現状の 23 件のところを、過去 3 年間の平均が 9 件ときちんと書いたほうがいいと思うのですけれども、そういうふうにできますか、市民協働

課。

（石井市民協働課長） はい、そのようにいたします。

（出石会長） 佐藤英雄委員、よろしいですか。

（佐藤英夫委員） ありがとうございます。

（出石会長） ほか、いかがでしょうか。

磯部委員、どうぞ。

（磯部副会長） 住民自治協議会に関して、逗子小学校区がこれから先どうなるか分からない点を指摘したところ、資料36に関しては訂正していただいたのですが、4ページの「小学校区を単位とした」というのもやはり同じように、逗子小学校区でひょっとしたら複数つくるような可能性がありますので、この「小学校区を単位とした」は、この箇所に関しても削除していただきたいと思います。

（出石会長） 市民協働課。

（石井市民協働課長） ここは表現の部分だけなので、こちらでも削除します。

（出石会長） はい、では削除。

ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一部、市民協働課の案件でK P Iの現状の部分と、それから今言いました住民自治協議会の支援のところの表記を若干修正というか削除するということで、その他はよろしいですね。

では、先に5章をやりますか。それとも2節全体を確認する意味で。

（仁科経営企画部次長） では、2節全体を。

（出石会長） では、言い残したとか、今思い出したとかとありましたら、第2節全般です。第2章の1節から5節、何かご発言ありますでしょうか。

中畠委員、どうぞ。

（中畠委員） その前に、ちょっとそのときに思い出さなかったですけども、第4節ですけども、4ページ目のところで、取り組み②として、コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進ということで書いていただいている、こういうところを目指されるのだなと思ったんですけども、説明のところに立地適正化計画に基づく適正な土地利用の誘導ということで、コンパクトの部分は説明がされていると思うんですけども、ネットワーク型都市というところもどういう取組をされるのか、具体的に説明を加えていただけるといいのかなというふうに希望をいたします。

(仁科経営企画部次長) 職員を入れ替えてしまったので、担当のほうに伝えます。

(中畠委員) 申し訳ありません。可能だったらということをお願いできればと思います。

(出石会長) あと、立地適正化計画も知らない人は分からないですよ。その前に公共建築物、何かの建物が入りますよね。

(仁科経営企画部次長) いえ、立地適正化計画は立地適正化計画かと思いますが。

(出石会長) 失礼しました。分かりました。では、ここは原課のほうに伝えていただくことにします。

ほか、全体的にいかがでしょうか。第2節、第2章。

では、よろしければ、まだ次回、最終的にもう一回答申に向けて審議がありますけれども、一応ただいま出た修正を施していただくということで、審議会では第1章と併せて第2章も中期実施計画を了解したということにしたいと思います。

では、続いて第5章。

(仁科経営企画部次長) 第5章になります。資料としましては、資料29では15ページからというところです。

それから、資料36になります。資料36のご説明をさせていただきます。

まず、資料36の1ページ目、緑色の部分が今画面に出ていますが、先ほど磯部委員からもご指摘のありましたところですね。各小学校区のというのは、ナンバー57のご意見を反映させたものです。

その下、青い部分ですが、こちらは2ページ目の上から4行目のところですね、もっと適切な位置に配置し直しましたので、2ページ目から1ページ目に上がってきたところです。

2ページ目になります。

一番上の1行目のところ、こちらナンバー58のご意見の反映です。

それから、続きまして青い部分ですが、青い部分の2か所目の「加えて、ふるさと納税や」というこの部分、先ほど資料34の説明の中でこれは第5章に移りますと言った資料34、37ページからの移動部分となっております。

また、その後の「また」のところが取消し線になっているかと思うのですが、こちらはナンバー59のご意見で、このシティプロモーションの部分を3ページ目の一番下のところ、情報発信・情報提供の推進、この部分に移動させております。

続きまして、今の部分に戻るのですが、同じく2、効果的・効率的な自治体経営の推進の中から3、SDGsの推進、この部分を分離独立させて、その際に少々文言整理をしまして独立

をさせたというところで、こちらもナンバー59のご意見の反映です。

続きまして、こちらはたくさんご意見いただきましたが、ナンバー61から65のご指摘を踏まえまして、デジタル技術の部分ですね、文言整理をしています。見え消しではなくて全部、元の文を2ページ目の一番下の部分で取り消して、入れ替えているような形になっております。

続きまして、3ページ目になります。

ここで修正があります。1つ間違えているのですけれども、2行目のところに、「行政課題の解決の方法一つとして」になっていて、「の」を取る位置を間違えています。「解決方法の一つ」というふうに修正したいと思います。失礼いたしました。

続きまして、その次の緑色の部分ですけれども、こちらはナンバー68のご意見の反映です。

先ほど、少しお話ししたのですが、5、情報発信・情報提供の推進の中に、実施計画の第5節の中にありました情報発信の部分ですね、こちらをここに統合させております。さらに、一番下にナンバー59のご意見ということで、シティプロモーションを置いているというところ

です。

4ページ目になります。

こちらは、ナンバー69のご意見を受けまして、こちらで文言整理を行いながら反映させたところ

です。

資料の説明は以上となります。

(出石会長) ここは短い分量ですが、大分意見が多く出たところですよ。そして、再構築を

されていますので、これら含めてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

(藤井委員) すみません、藤井です。

こちらのほうに持ってきていただいたシティプロモーションの件ですけれども、最後の3行とその上の2行を入れ替えたほうがよくないでしょうか。何か締め

の言葉みたいに上の2行のほうになっていると思うのですけれども、そちらのほう

が収まりがいいような気がします。

(出石会長) 何課ですか。デジタル推進課でいいですか。

広報、広報課。

(仁科経営企画部次長) 広聴広報係かもしれないですけれども。

(出石会長) これは入れ替える。またとかで表現は変わるかもしれませんが、どうでしょうか。

(仁科経営企画部次長) こちら、事務局も一緒に整理したところがありまして、もともと基

本構想の情報発信のところに、こうした取組の下、いきいきと暮らせるという文言があったのです。シティプロモーションのほうは、後から付け加えたというのもあって、「また」としたのですが、確かに収まりとしては「いきいきと暮らせるまち」のほうが大きいところがありますので、皆さんそのほうが分かりやすいということであれば。

（出石会長） 多分書き方を少し変えないといけないかもしれないけれども、趣旨はそうですね。また最後の3行は項目列挙してきた一つに変わったのだものね。だから、それを上に上げて、もともとまとめようとしていた「こうした」以下を最後に持っていくのは、それは理屈の上では正しいです。文言の整理は任せるとして、それでよろしいですかね。

（仁科経営企画部次長） 分かりました。ありがとうございます。

（出石会長） ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、佐藤英夫委員、どうぞ。

（佐藤英夫委員） 3ページです。真ん中より少し下のところですが、デジタル技術の進歩と利用者ニーズの多様化を踏まえ、効果的に実施していきますというのは、具体的にどういうことをされるのでしょうか。

（出石会長） これは。

（仁科経営企画部次長） 広報ですね。

（出石会長） 広報、お願いします。

（仁科経営企画部次長） これは、例えばSNSですとか、そういったものをイメージしております。デジタル技術、これまでになかった通信技術で、LINEですとかそういったもので情報発信してきているというところがございます。最近の取組としたものとしては、こういったものがございます。

（佐藤英夫委員） 分かりました、どうも。

（出石会長） あと、これからさらにこれは進歩していくから、今後の中期実施計画の間に新たなデジタル技術をまた使っていくということも、ここは多分読み込めるのだろうと思うのです。今日もそうですけれども、既にそれこそオンラインがかなり進行してきているので、それらのことも含めたということでいいのではないのでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

佐藤成人委員、どうぞ。

(佐藤成人委員) 不勉強につき、1点だけ教えてください。

資料36の2ページ目、上のほう5分の1ぐらいに「加えて、ふるさと納税や企業版ふるさと納税」で、その次に「広告事業などを活用して」というくだりがあるのですが、この広告事業というのは、この審議会やその他の資料できちんと把握できていなくて、この広告事業とは具体的にはどういうものでございましたかという点を教えていただけたら助かります。

(仁科経営企画部次長) 企画課が担当となります。こちらは、例えば暮らしのガイドとか、今、庁舎の1階にございます庁舎の案内板みたいな、ああいったものに広告を掲載して、要は市の歳入としたり、もしくは発行する経費をゼロにしたりとか、こういったことを広告事業と言っております。いわゆる税外収入の取り組みですけれども。

(佐藤成人委員) ありがとうございます。

(出石会長) ちなみに、逗子はエレベーターに広告を入れていない。

(仁科経営企画部次長) 入れていないですね。

(出石会長) 結構、茅ヶ崎市さんなどもすごいですね。どんどんやればいいのではないかと思いますけれども。

ほか、どうでしょうか。

(藤江委員) ちょっとよろしいですか。

(出石会長) どうぞ。

(藤江委員) 藤江です。このところは、もう少し説明がないと、皆さん多分戸惑っておられるのではないかな。要するに、前回の審議会で、DXなんて何ですか、これはお役所が好む言葉だから使うのですかという、説明があったのですが、その辺をもう少し事務局としてはぜひ整理をしてほしいなと思います。それをデジタルトランスフォーメーションというのがどういうもので、今のエレベーターの広告の話も出てきましたし、いろんな話があるわけですね。世の中すごくそれについて、いろんな大学では学科にまでしているようなところがどんどん出てきています。それは、例えば仕事をする方がどういう形でやればいいのかとかいうことにもつながってくるので、それはぜひ、ただ各自勝手に調べなさいではなくて、事務局として、DXというのが逗子としては非常に合っているなということを少し説明したほうがいいのではないかなというふうに思います。それはぜひお願いしたいなと思います。

(出石会長) これは、解説はつくるのではなかったですか。

(仁科経営企画部次長) 今のご指摘は用語の注釈という理解でよろしいですか。前回の資料

では、このデジタル技術の積極的な活用の直下に用語の説明を入れさせていただいていたのですが、今後、この計画案全体につきまして、用語の解説をつける予定です。小さいアスタリスクみたいなマークをつけて、そのマークがついているものは巻末のほうで解説すると、そういう予定でございます。

（藤江委員）　そうですか。ただ、この場合のD Xというのは、今はやりの言葉でもあるけれども、本筋をどうも言っているらしいのですね。その例をやはり出さないと、こうですよと解説しても駄目だと思うので、今皆さんがご質問のあったのは、大体例、例えばどういう例なのと、それを追加したほうがいいと思います。

（仁科経営企画部次長）　例示というご指摘ですか。

（藤江委員）　そうですね。

（出石会長）　そこは、できるかどうかを含めて検討していただきたいと思います。

（藤江委員）　分かりました。

（仁科経営企画部次長）　はい。

（出石会長）　ほか、どうでしょうか。

中畠委員、どうぞ。

（中畠委員）　すみません、4 ページ目のところですが、2 節の進行管理について、K P I だけでなく、定性的な要素なども入れて総合的に評価していったほうがいいという意見を取り入れていただいて、希望した表現になっていると思うのですが、3 行目に K P I の達成状況について、毎年度、達成状況をという形で、3 行目に達成状況が 2 つ出てきていて、これはどちらかでもいいので、整理していただいたらいいかなと思いました。以上です。

（出石会長）　それは整理しましょう。

（仁科経営企画部次長）　はい。ありがとうございます。

（出石会長）　ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの幾つかの修正点を修正するところ、あるいはどうするかを含めて検討するところもありますが、事務局のほうで整理をしていただくということでよろしいでしょうか。

では、第 5 章は以上とします。

続いて、次第の 4 番、総合計画その他の部分についてに入りたいと思います。

事務局から。

(仁科経営企画部次長) こちらで職員の退出をさせていただきます。

(出石会長) ここは退出ですね。ありがとうございました。

(仁科経営企画部次長) ありがとうございます。

それでは、次第4、総合計画その他の部分で、少し表現が雑で申し訳ございません。これが、第1編、第2編、それから第3編の今までお出ししていない部分ですが、これまで策定方針等でお示ししたものを併せてこちらでご提示をさせていただくものです。

資料37をご用意ください。

資料37をめくっていただきまして、まず目次を見ていただければと思います。目次で、この資料37に該当するところと、それから、これまでお出ししている資料、例えば28であるとか、次のページ見ていただきますと、資料31から36のほう、印等ございますが、この資料37は、この頭の部分と、それから実施計画の頭の部分、この2か所をまとめたものです。

まず、目次で見ていただければと思うのですが、総論の部分ですが、こちら第1編、総論、こちらは、今見え消しでお示しをしておりますけれども、全面的に改訂をしているところです。第1から第4節となっているこの内容につきましては、これまで策定方針などでお示ししている内容をまとめたもので、基本的には新しい要素はない状態です。ただ、第4節、こちらにつきましては、総合戦略との一体化により追加した節となっています。

それでは、中に入っていきます。

7ページ目、これがほとんど全面改定なので、大変見にくくて申し訳ないのですが、内容としては、これまで策定方針等で決めた内容を入れ込んだものですが、これまでは計画の策定の趣旨というところですが、基本構想を今回は8年目で改定するということと、実施計画を策定する、その経緯といったものをまとめているところです。

続きまして8ページ目、基本的な内容はこれまでどおりとなっていますが、今回の変更に応じた内容に修文しているところです。1か所、画面のほうで共有させていただいているのですが、平成50年というのは誤りでございまして、計画期間の最後の行は、令和20年に修正です。

図としましては、次の9ページ目にありますけれども、実施計画の計画期間のイメージのところ、米印のような形で入っておりますけれども、後期の実施計画期間は、要は基本構想の期間と今回8年・8年だった実施計画期間を8年・7年にしたところで、合わなくなっております。その時点で、後期実施計画の期間というのは、また中期実施計画終了時の状況で判断をしていくという考え方をここに簡単に出しております。そして、その下に総合戦略の期間のイ

メージというものを入れ込んでおります。

続きまして、10ページ目が、こちらは中期実施計画策定に当たっての変更点、前は特徴というところだったのですが、変更点に全部入れ替えております。

そして、第4節が、先ほど申しましたように、人口ビジョンの位置づけ、それから人口ビジョンの基本方針、それから総合戦略の取り扱いといった内容でまとめているところです。ここは、言ってしまいますと総合戦略の再掲といいますか、位置づけを明示したというところになります。

第2編、基本構想になります。この部分では、第2章につきましてはこれまで審議いただいたところですので、第1章部分ですね、ほかと併せて基本的には文言の修正という形になっています。大きな変更等はございません。

第3編、実施計画につきましても同様でして、これまでお示ししてきた内容に入れ替えているところです。その中で、第4節ですね、1・2・3節は文言修正ですけれども、第4節につきましては、ここも先ほどと同様に総合戦略の基本目標と基本的方向というものを再掲しているような形となっています。

53ページからの計画の基礎条件、こちらにも数値等を最新のものに修正をして直しているところです。主にデータのアップデートというところですが、57ページで、これまで目標人口という5万7,800人という人口を維持するという考え方に代えまして、将来展望人口という人口ビジョンで示した人口について説明した上で、59ページにその人口とこの施策効果で人口の減少を緩和するという考え方を数字で出しております。

第2節については、変更は基本的にはございません。数値が多少アップデートするというようなこととなっています。

資料としましては以上となります。

(出石会長) それでは、ある意味時点修正のものとかが中心となっていて、大きく何かここで、これまで議論してきた基本構想そして中期実施計画を導き出すための書き方になっているということだと思いますが、ご意見等ありますでしょうか。

私から1点いいですか。48ページ以下の、ここでも指標というかKPIが出てくるのだけれども、先ほどの実施計画のところでは補足説明がありましたよね、加えましたよね。それから、ご意見で各節の冒頭の目標についても説明を加えようと思いました。今回、こちらは説明がその下を書いてあるという理解でいいのですか。全部アンダーラインが引いてあるわけだけれども。

(仁科経営企画部次長) K P I についての補足説明という意味のご質問ですか。

(出石会長) 要するに、例えば合計特殊出生率が1.53になっている、だからこれについての説明が……

(仁科経営企画部次長) 入っていないです。

(出石会長) やっぱりそうですね。

(仁科経営企画部次長) 入っていないです。

(出石会長) 体系を合わせるのだったら入れたほうがいいのではないですかね。

(仁科経営企画部次長) はい、分かりました。少し確認を。

(出石会長) そうね、その下は補足説明ではなくて、まさに基本的な方向性が書いてありますからね。

(仁科経営企画部次長) 恐らく今の総合戦略にも載っていない内容なので、少し付け加えて説明をするような形になろうかと思えますけれども。

(出石会長) ただ、平仄を合わせる必要はあると思うのです。委員の皆さん、それをつくってもらっていいですかね。

(仁科経営企画部次長) はい、分かりました。

(出石会長) じでは、そのようにお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長) 50ページです。

(出石会長) 50ページですね。

(磯部副会長) 逗子に暮らしながら「しごと」の希望をかなえるということで、ここに書いてあることで結構ですけれども、コロナのおかげで在宅勤務ということがかなり広がっていると思うのですよね。どうもその通勤ということがここには多く書いてあるのですけれども、通勤しないで在宅で勤務するというような人たちという言及がさらにあってもよろしいのではないかと感じました。

(出石会長) どうでしょうか。

(仁科経営企画部次長) こちらは現在の総合戦略の内容をそのまま再掲しているようなところでございまして。今申し上げなかったのですが、第2期総合戦略の目標と基本的方向で、数値目標の期間を見ていただければと思うのですが、これは総合計画の実施計画期間より短く2年後ですね。そうしますと、総合戦略は全然改定してきませんでしたので、今回も基本的には

総合戦略は改定しないということですので、再掲とさせていただきました。次の改定ですね。第3期総合戦略を策定するときに、今の部分を反映させていただければと思っています。あくまでもこれはほかの冊子に載っているものをここに載せているという、そういう扱いにしております。

（磯部副会長） 分かりました。

（出石会長） それは、前のほうにその趣旨は書いてあるのではないですか。前というか、どこだ、変更点かな。10ページ、11ページあたりに書いてあるけれども、ここには書いてあるけれども、47ページ以下に再掲みたいなことが、あるいはそちらから転載とか書かないと、ここだけ見たときには磯部委員と同じ発想になるでしょうね。なぜ計画期間が違うとなると思いますので、こちらのところにも入れてもらいましょう。

（仁科経営企画部次長） はい、承知いたしました。

（出石会長） では、中寫委員、どうぞ。

（中寫委員） 教えていただきたいのですが、今回、条例の改正で総合計画の中の基本構想は議決事件になっているけれども、実施計画は議決事件ではなくなったかと思うのですが、この37の資料のうち、総論に当たる部分は基本構想に含まれない部分ということになりますでしょうか。

（出石会長） 第1編ですね。

（中寫委員） かなりいろんな改定がなされたのですがということでお伺いできればと思います。

（仁科経営企画部次長） とても鋭いご指摘をいただいて、実は、後ほどご報告しようと思っていたのですが、第4回定例会で総合計画策定条例の一部改正が議決されて、以前、資料11でお示しした内容がそのまま議決されたということをご報告させていただきます。それにつきまして、では、議決対象は何なのかというところですが、前回、総合計画を議案にしたときに、この冊子のまま全て議案にしておりました。目次から、序文から、総論から、全部議案に入ってしまった。その部分の整理をどうしようというのをまさに考えていたのですが、恐らく今回、実施計画部分のみ議決を外すということで議会にご了解いただいていますので、このまま総論の部分は議決対象に残る可能性もありますし、ここは総務課に相談し、過去の議案を今調べているところですが、本来ならば第2編の部分だけなのではないかと思うのですが、それで議会のほうがご了解いただけるかというところです。今まさに検討中でございます。

(中畠委員) 個人的な感想というか、意見としては、序文ですとか総論の部分、かなり根本的で基本的というか、重要な部分が含まれているので、基本構想と一緒に議決していただいたほうがベターなのかなとは思ったのですけれども、考え方によるのかなと思いますので、解釈される部分かもしれませんが、個人的にはそのようなことを思いました。

(出石会長) 総計審では、今個人的な意見と言っていたのでよかったので、見解は示せないと思いますので、議会と執行部とのやり取りになってくることだから、いろんな方法があるということです。実際、全部冊子で出して、この部分だけが議決だよという手もあるし、そうはいったって意見、議員は言いたくなりますものね。それは、もうそこは大事な論点であるけれども、そういう問題提起をしたところで止めさせてもらいたいと思います。

他にいかがでしょうか。

三原委員。

(三原委員) 50ページですが、50ページの基本的方向の2、商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図るとあって、小坪漁港の活用・活性化による小坪海浜地域の活性化への推進という命題があって、前から思っているのですが、ここでも書かれているのですが、漁業者が高齢化して減少している。それから、漁獲高が減少している。それで、漁港施設が老朽化している。いろいろなことがうたわれているのですよ。これで本当に地場産業というか、逗子の産業として活性化を図れるのか。これが、漁業協同組合の組合長なんかは、組合員が20人に減ると鎌倉の漁業協同組合と一緒にされるというようなことを言っているぐらいの衰退。漁獲量が減っている、漁獲量が全く減っているのです。それで、あとは、アワビだとかサザエだとかワカメの養殖に頼っている。ほかのところだと、近畿大学と一緒にやって産学協同でやるということもやっていて、養殖に成功しているところもある。ただ、逗子市はそんなことは全然やろうとしていない。

それで、うたわれていることは、観光とマッチングさせるとか、そういうことを言っているのですけれども、これは本当に大丈夫なのですか。それで、ここに結構行政がお金をつぎ込んでいるのですよ。漁業の活性化を支えるための支援策と言って。前から思っている話です。

(出石会長) 整理しましょうね。50ページのところは、先ほど説明があったとおり、総合戦略の記載をそのまま転記しているものなので、この書き方は、もうこれは基本的に変えられないという前提で、今のご発言は、多分実施計画の第4節。

(三原委員) 31ページになります。

(出石会長) 31ページ、ここの記載ですよ。

(三原委員) はい。

(出石会長) なので、むしろ戻って構いませんが、ここの記載がこれではまずいという指摘でしょうか。それとも、ここに書いてあることをきちんとやれよという指摘でいいのでしょうか。

(三原委員) 現況・課題というのはそのまま事実を言っていると思っています。ただ、それを新たな活用とか活性化で本当にここを助けられるのかというのが、疑問に思うところです。ただ、こういう命題を上げたから、もうやらないとしようがないということでやっているのか。切り捨てるわけにはいかないのだけれども、高齢化で後を継ぐ人がいない。そうすると、ほかのところから来る人がそこの株を買って、今何とかもっている状況。だけれども、もうどんどん下降線たどる一方の漁業を地場の産業として活性化を図るために、市がどんどんお金をつぎ込むことが是か非かというのを検討したほうがいいのかなと思います。

(出石会長) どうでしょうかね。取りあえず意見としては上がったのですけれども。それでは安易に、極論を言えばもう手を引くべきじゃないのという意見もあるわけですね、その中には。

(三原委員) 私としても思い切った発言ではあるのですけれども。

(出石会長) もう担当課がないので、取りあえず意見を伝えてもらう。それで、大きな話なので、ここである意味大どんでん返しのような話になりますね。ただ、もしかしたら市のほうも渡りにふねの可能性もある。普通はこういう止まらないのが行政のさがなんですね。

(仁科経営企画部次長) 基本的にこの地域産業を生かした個性豊かなにぎわのあるまちの中では、やはり漁港を持っている逗子市としては、今このタイミングで、この現時点で漁港をこのままなくしていこうという発想はなく、活性化、何とか今の状況を受けながら、どのように今後活性化なのか、漁港を生かしていけるのかというのを、いろんな試行錯誤をしながら活路を一生懸命模索しているという状況かなと思います。

担当ではないので正確なところはお話しできないのですが、逗子市としても漁業の支援はしていかないという段階ではないです。例えば6次産業とか、そういった形でも、何らかの活性化をしていこうということで、この中でも取り組み②でも小坪海浜地活性化事業の推進という中で、漁港の活用・活性化というのを入れていますので、小坪海浜地活性化事業に着手するという、また新たな取組をしようという考え方ですので、今はそこをまだ再生なのか、これ以上、今よりはよくしようという努力を続けていくという方針がこの具体的施策3かだと思います。

(三原委員) 結局ね、会長がおっしゃったように、掲げてあるから、基本構想として、もう

それで市の課題ということでそのように言っている部分もあるかと思う。ですから、確かにここで作っていることが、必ずしもそれで正しいかどうかというのはあるのだけれども、こういう観点も頭の中には入れておきながら物事を見ていかないと、これだとお金をつぎ込んでもつぎ込んでもという話になりかねない。その地場産業を何とか守るんだというけれども、漁獲高が減少しているのですよ。それで、一方ではきちんとした養殖事業に特化するとかというのは、そういう構想は全然ないのです。せいぜいアワビの稚貝だとか、それからサザエの稚貝を放流するだとか、ワカメを養殖するにとどまっている。漁獲量がなくなったら、そんなもので補えるはずがないわけです。そうするとどうするのと。ここで作っている観光とマッチングさせる。だけど、観光とマッチングってどういうふうにしていくのか。

（出石会長） それは、引き取らせてもらいますけれども、中期実施計画で掲げていて、K P I もかなり大胆なつくりになっているわけですよ。これを我々はまた評価していくのだから、その中で、やはりこれは実行されなかったら、そこで我々も指摘できるし、市のほうもまた考えて、それこそ収束させることもあるでしょう。あるいは、だから先ほど事業は止まらないという言い方をしましたけれども、それは、逆に言えば計画を立てて推進していくのだから、そしてチェックも入るので、これはこれで総合計画、中期として進めてもらうしかないのではないでしょうかね。

それで、個別の対応は個別に意見を言えばいいのです。例えば三原委員の地元の中で意見を言っていけばいいわけですから。そのようにしていただけますか。

（三原委員） はい。

（出石会長） ほかはよろしいでしょうか。

では、今の伝えることは伝えてくださいね。

（仁科経営企画部次長） はい。

（出石会長） では、その他の部分はこれで。1 か所、確かに総合戦略だけれども、やはり体裁を合わせるためにも、K P I のところは簡単な補足説明を入れてもらうことはお願いしたい。

では、以上で今日の審議事項は全て終了いたしました。

事務局から何か最後にございますか。

（仁科経営企画部次長） ありがとうございました。

本日、たくさんの資料を見ていただきながら、大変スムーズにご審議いただきましてありがとうございます。先ほどお話ししましたけれども、今回、市議会で策定条例の改正のほうは議決されましたので、実施計画のほうは議決はございませんが、この後基本構想のほうは来年度

の第1回定例会で議決をしていただけるように進めていければと考えております。

次回、第7回の総合計画審議会は、12月22日木曜日の午後6時からを予定しています。今回いただいたご意見に対する所管の見解と、それから、まちづくり基本計画に係る部分につきまして、まちづくり審議会、都市計画審議会が10月と12月に開催して、そこの答申が出てまいりますので、その部分を踏まえた審議というのを予定しております。

それでは、今回のまた会議録ですね、作成しまして、こちらのほうの作業は遅れていて申し訳ないですけれども、また皆様のほうにご確認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（三原委員） 今回は、今日みたいに各所属の意見を出すのですか。

（仁科経営企画部次長） いえ、今日いただいたご意見で大体のものが反映するような形になっていますので、その内容の確認はいただきますが、今日のご意見の感じだと、所管の出席のほうはなくても、事務局のほうで承れればと思っています。

（三原委員） 今日の趣旨は、直したところだとか、そういったところがメインなので、あえて言わなかったのですけれども、その特に第4節の部分で、これどうなのというところがあるのですよ。今回のこれを成立させる話でないの、そこのところの意見というか、前から言っている話だけれども。

（出石会長） 今日言っていたかったのですけれども。

（三原委員） そうですか。

（仁科経営企画部次長） 計画の改定、計画に関わる部分ですか。ではなくて進め方の部分。

（三原委員） いえいえ、計画。

（出石会長） それはだから修正点じゃないところですか。

（三原委員） これって本当にこれでいいのという部分でね。

（出石会長） 確認ですけれども、それは、元の例えば第4節のところではご発言されたのですね。

（三原委員） 発言はしています。

（出石会長） していて、それに対して今回どういう回答だったのですか。修正しないという回答。

（三原委員） ええ、修正しないという回答ですね。

（出石会長） 本当は今日、それはきちんとってほしかった。

（仁科経営企画部次長） どの、第4節、資料29でいきますとどの部分ですか。

(三原委員) これは今、仁科次長おっしゃった前回の、15ページで。

(仁科経営企画部次長) 15ページ。資料29でいくと15ページ、第5章の部分。

(三原委員) 34。

(仁科経営企画部次長) 資料34ですか。こちらの前に言ったご意見ではなくて。

(三原委員) 34。

(仁科経営企画部次長) 資料34の15ページ。

(三原委員) 犯罪のないまちづくりの推進の部分ありますよね。これ、逗子市防犯協会や地域防犯連絡所連絡協議会の防犯活動事業を支援しているというのがあって、これもお金を出して支援しているのだけれども、警察と防犯協会が会議を開いているのです、2か月に一遍。そこに、住民協議会を入れてくれと防犯協会長に言っても、がんとして組織が違うからと言って入れさせないのが現状なのです。それを何とかしたいなと思っているのですが、この計画がどうのこうのって現実論としてそのところをきちんとやっていかないと。

(出石会長) それについて市の答えは。

(仁科経営企画部次長) 前回ご意見いただいていたところですね。

(出石会長) 前回言われたのですかね。

(仁科経営企画部次長) いえ、進行管理のときにいつも三原委員からご意見をいただいている部分かと思うのですね。

(出石会長) あと、私の記憶だと地域自治に関する条例検討懇話会で言われていた。

(仁科経営企画部次長) 進行管理では毎年いただいているご意見です。

(三原委員) 同じことを言っているのですよ。

(仁科経営企画部次長) 恐らく警察と一緒にやっている組織ということもあって、既存の組織の中になかなか住民協が入れ込めないというところで、計画としてももうそれが実際にできるというような状況でもないので、取り組みの中に入っていないのだと思うんですが、これは引き続き担当課のほうで、今のご意見を踏まえていくというか、協議していくという内容になろうかと思います。

(三原委員) これ、防犯協会がかたくななんですよ、組織が違うから駄目だというのは。だって、市民のためにやっているのでしょうと言っても、それで私がさんざん防犯協会長とか

副会長に申しあげたら、防災安全課に来て三原がとんでもないこと言っているから止めてくれみたいな話をしているらしいんだけど、それでもう本当おかしいのです。その辺のところを、この文言がどうのこうのではなくて、実際にそういうことをやっていかないと、市民の

ためにならないでしょうという部分を何とかしていただきたいということを申し上げた。

（出石会長） ちなみに防犯協会というのは、どこが所管しているのですか。

（仁科経営企画部次長） 防災安全課に。

（出石会長） 市じゃないの。市なの。警察なの。

（仁科経営企画部次長） 市ではないですね。

（出石会長） この総合計画というよりも、実態の話として、住民自治協議会が条例化されたら、明確な条例に基づく設置になるので、多分位置づけが大分変わるはずなのですよ。変らないといけないのですね。そのときには、その拒否されている側に対しても、これは市の議会の議決が通ればですがね、議会の議決を経た位置づけのものなのですよと、オフィシャルですよというのが、これはもう説得材料、説得どころがむしろ堂々と渡り合える内容。そこでの議論じゃないの。

（三原委員） 何で防犯協会が我々もそこに入ることを嫌っているのか全然分からないのです。

（出石会長） だから、条例というのは大きな武器になる。

（三原委員） 分かりました。すみません。

（出石会長） では、よろしければ、以上をもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。